

制度改正にともなう対応

『うかる！ マンガ宅建士入門 2026 年度版』の内容に関する令和 8 年 4 月 1 日施行の法改正に伴い、該当箇所について下記「改正後」の赤字のとおり読替えいただきますようお願い申し上げます。

P236 キーワード ■免税

改正前	課税標準の額が、① <u>10 万円</u> 未満の土地、② <u>23 万円</u> 未満の建物（新築・改築・増築）、③ <u>12 万円</u> 未満の建物（売買・交換・贈与）の取得には、課税されない。
改正後	課税標準の額が、① <u>16 万円</u> 未満の土地、② <u>66 万円</u> 未満の建物（新築・改築・増築）、③ <u>34 万円</u> 未満の建物（売買・交換・贈与）の取得には、課税されない。